

【平成 26 年 9 月議会一般質問】

大綱 1. 地産・地消の太陽光発電の推進について

我孫子市では、これまで地球温暖化対策として、「あびこエコ・プロジェクト 3」の中で、温室効果ガス総排出量の削減と環境への負荷の低減を目的に「太陽光発電などの自然エネルギーの活用」を定め、公共施設や住宅への太陽光発電設備の導入に取り組んできました。

しかし、東日本大震災に伴う原発事故を受け、安全・安心な自然エネルギー社会への転換を求める声はより一層高まっています。

また、「固定価格買取制度」の導入を機に、地域の特性を生かした地産・地消のエネルギーの利活用による地域活性化の取り組みが全国各地で展開されています。

このような状況を受け、私は、3月議会でこれまでの地球温暖化対策としての視点だけでなく、安全・安心なエネルギー社会を推進する視点、我孫子市の将来都市像である「環境モデル都市」を実現するという視点、そして、地域資源を活かして地域活性化を図るという視点を新たに加えて、まずは、地産・地消の太陽光発電を強力に推進することを提案しました。

市としても、これらの視点を加味して、自然エネルギーの活用拡大に努めようとされていると認識していますが、なかなか具体的な進展が見られない現状にあります。

そこで今回は、推進のための基盤整備として2点提案させていただきます。

(1) 官民協働で地産・地消の太陽光発電を推進する提案

これまでにお話しした3つの視点を加味して地産・地消の太陽光発電を推進することは、民間企業が単に収益事業として発電事業をすることとは大きな違いがあります。それは、市民が自ら地域の明日を創り出す活動です。

市民と行政、企業、団体、そして専門家等がネットワークを組み、お互いの強みを出し合い、役割分担をして協力することで地域がつながります。

また、安全・安心なエネルギー社会を子どもたちに残したいという想い、我孫子市を環境モデル都市にしたいという想い、地域を活性化したいという想い、そして、地球温暖化を防止したいという想い、様々な人が様々な想いを持ってつながり当事者となることで、この事業を通して想いをかたちにして未来に残すことができます。様々な人がつながり参画するこの取組みは、まさに、まちづくりであり、官民協働で取り組む最適な事業だと考えます。

そこで、平成28年度からスタートする「第3次基本計画」と「エコプロジェクト4」に官民協働で地産・地消の太陽光発電に取り組むことを明記し、それを旗印にして、より一層の推進を図ることを提案させていただきます。

(2) (仮称)「我孫子市自然エネルギー推進協議会」設置の提案

現在、市内には、自然エネルギーを推進するために活動している団体が複数あります。しかし、それぞれが個々ばらばらに活動しては進みません。

そこで、(仮称)我孫子市自然エネルギー推進協議会の設置を提案します。

設置目的は、我孫子市において、地域資源を活かし、官民協働で自然エネルギーを活用したまちづくりを推進するため、市民への普及啓発・環境教育・調査研究・事業化の検討を行う。

構成メンバーは、公募市民、自然エネルギー推進団体、専門家、行政など。

協議会の役割は、市の自然エネルギー推進状況の把握。先進事例の学習。自然エネルギー推進の我孫子モデルの構築。設置場所の調査・検討。設置の優先順位の検討。施行方法や技術の検討。ファイナンススキームの検討。地域活性化のしくみの検討。事業化のための事業主体の設置。官民協働体制の構築。官民の役割分担の決定。広報体制の構築。普及啓発のためのシンポジウムや市民説明会等の開催など。

また、事務局は推進協議会委員の中から選出。

これはあくまでも一つのたたき台ですが、全市的に地産・地消の太陽光発電を推進するために(仮称)我孫子市自然エネルギー推進協議会の設置を提案させていただきます。

2. 手賀沼終末処理場の一時保管施設に保管されている指定廃棄物について

(1) 3市から搬入されたゴミ焼却灰(指定廃棄物)の保管期限厳守について

この問題もいよいよ大詰めを迎えています。

8月4日に、指定廃棄物の一時保管に係る千葉県と関係5市の担当部長会議が開催され、そこで、県から、

- ・一時保管は平成26年度末で終了すること。
- ・一時保管場所も平成26年度末で終了し、年度末までに一時保管場所からごみ焼却灰を搬出すること。
- ・搬出先は、国の処分場を基本とするが、平成26年度末までの確保が困難な場合に備え、各市で一時保管を行う準備を進めるようにとの話がありました。

県の要請から1ヶ月以上が経ちましたが、3市の準備状況は、新聞報道などで断片的にしか伝わってきません。

ア. 3市がごみ焼却灰を持ち帰って一時保管を行うための準備状況について

搬出するための運搬費や保管施設の設置費などの財源措置、保管方法、保管施設の設置場所、住民とのコンセンサス等、3市の準備状況をお聞かせください。

イ. 協定書の一時保管期間の再確認について

8月4日の担当者会議では、県から「一時保管は平成26年度末で終了」との話がありましたが、厳密に言えば、一時保管の期限は平成26年度末以前でなければなりません。

千葉県と3市が結んだ協定書の第3条第1項には、「県が保管区域を設ける期間は、平成27年3月31日までとする。」と書かれています。

そして、第2項には、「一時保管の期間は、前項の期間のうち市がごみ焼却灰を搬入した時から一時保管の必要なくなったとき又は保管区域を現状復旧するための工事を開始するときまでとする。」と書かれています。

この協定書を順守するためには、3市は、遅くても平成27年3月31日から現状復旧するための工事期間を引いた時期までに、ごみ焼却灰の搬出をしなければならないこととなります。

県と3市に協定書の第3条の一時保管期間について、再確認をして認識を共有すべきだと考えます。

ウ. 現状復旧のための工事期間と工事開始日の開示の要請

3市の保管期限は、現状復旧に要する工事期間によって決まります。以前、県議会において、工事期間についての質問がありましたが、県の答弁はありませんでした。工事期間にどのくらいの日数を要するのか？3市が搬出スケジュールを作成するために大変重要な情報です。

また、我孫子市にとっても、保管期間をズルズルと延長されないために重要な情報になります。県に工事期間を早急に明示するよう求めるべきだと考えます。

エ. 3市の搬出計画について

保管の最終期限は、現状復旧に要する工事期間が分れば明らかになります。そこで、3市に対しては、保管の最終期限を厳守し、安全性を考慮した搬出計画を早急に提示するよう再度要請すべきと考えます。

また、要請する際には、搬入時に問題となった点をしっかりと指摘し、それをクリアしたかたちで搬出計画を立てるよう要請していただきたいと思います。

(2) 8,000ベクレルを超える下水道汚泥焼却灰(指定廃棄物)の保管の更なる安全性の確保

ア. 県内の最終処分場確保の見込みについて

3市から搬入された8,000ベクレル超えるごみ焼却灰については、やっとならぬ

の見込みが出てきました。

しかし、指定廃棄物に指定されている下水道汚泥焼却灰については、最終処分場が確保されない限り手賀沼終末処理場から搬出することはできません。

県内に1ヵ所設置予定の最終処分場については、これまで、市町村長会議が4回開催されましたが、候補地の選定手法が決まっただけで、国が詳細調査を行う候補地さえ決まっていない現状です。

最終処分場確保の見込みについて、市としての見解をお聞かせください。

イ. 事務所の建屋の地下に保管されている指定廃棄物の安全対策

現状では、手賀沼終末処理場で保管されている下水道汚泥焼却灰の指定廃棄物550トンについては、平成27年3月末までに最終処分場に搬出される可能性はほとんどないと思います。

このような状況を踏まえれば、安全を担保した最終処分場の一刻も早い確保を国に要望すると同時に、想像を絶する自然災害が頻発している状況の中で、一時期であっても、保管が続くのであれば、いかに安全性を確保していくかが、私たちに課せられた責務であると考えます。

これまで、指定廃棄物が自然災害等で飛散・流出しないよう万全の対策を千葉県に要請してきましたが、当初は、特措法の基準やガイドラインに基づいているとの回答に終始し、より安全性を高める措置を講じようとはしませんでした。

しかし、平成25年8月13日になって初めて、洪水等で一時保管場所が浸水した場合でもごみ焼却灰が水と接触しないように、フレコンパックの開口部を接着剤等で密閉する追加措置を講ずると回答してきました。

その後、今年の1月17日に、8,000ベクレルを超える下水道汚泥焼却灰についても、1,139袋のうち3棟のテント倉庫に保管されている800袋については、ごみ焼却灰と同様の措置を講ずるとの発表があり、9月頃から作業が開始されることになっています。

しかし、事務所のある建屋内の地下に保管されている339袋については、追加措置がなされる予定はありません。

県は、今回の追加措置を保管場所が浸水した場合の安全対策だとコメントしています。浸水対策であるならば、テント倉庫より低い建屋の地下に保管されている指定廃棄物についても、当然、追加措置が講じられるべきです。千葉県及び関係各市に対し、事務所の建屋の地下に保管されている指定廃棄物についても追加措置を講じるよう要望すべきだと考えます。

ウ. テント倉庫に保管されている下水道汚泥焼却灰の竜巻等の暴風対策

水害と共に心配なのが巨大台風や竜巻等の発生による風害です。我孫子市は昨年の7月1日、県に対して、台風や竜巻などの自然災害を想定した施設の耐久性及び焼却灰の流出、飛散に対するシミュレーションの実施及びその結果の開示を求め、さらに、11月5日、フレコンパックで保管されている焼却灰をコンクリートボックス等で覆うなどの追加措置を要請しました。しかし、いずれの要請も実現に至っていません。

また、我孫子市議会では、昨年の10月30日と今年の1月27日、そして、5月12日に県や関係各市に対して、テント倉庫で保管されている下水道汚泥焼却灰の指定廃棄物を、事務所のある建屋内の空きスペースに移すことを要望しましたが、いまだに実現に至っていません。

しかし、建屋内に保管することについては、現在、手賀沼流域下水道連絡協議会において、県に要望することが合意され、幹事市の松戸市と副幹事市の鎌ヶ谷市が県に要望に行くと同っています。その後の進捗状況をお聞かせください。

エ. 危機管理体制について

最近の頻発する自然災害は、他人ごとではありません。いつ、巨大台風や大雨、竜巻等が起こるかわからない状況の中で、最も重要なことは、危機管理体制の充実です。

昨年の5月21日、我孫子市は県に対して、一時保管施設の管理については、自然災害や事故時等の緊急対策を施し、放射性物質を含むごみ焼却灰が飛散・流出しないよう万全の体制を講じるよう要請しました。

その際、県は、施設については24時間365日体制で管理を行い、事故時等の緊急体制も施していると回答してきました。

この管理体制は、ごみ焼却灰だけでなく下水道汚泥焼却灰についても同じなのかどうか、お答えください。

また、24時間365日体制の管理とは、どんな内容なのか？

さらに、事故時等の緊急体制とはどのようなものなのか？お聞かせください。